第2回 研究不正再発防止のための改革委員会 議事概要

日 時 平成 26 年 4 月 13 日 (日) 13 時 00 分 - 15 時 40 分

場 所 ソラシティ カンファレンスセンター

出席者 岸輝雄委員長、市川家國委員、塩見美喜子委員、竹岡八重子委員、中村征樹委員、間島進吾委員

理化学研究所 坪井裕理事、古屋輝夫理事、温井勝敏研究不正再発防 止改革推進室長 他

委員会設置細則第2条第4項に基づく、委員長に事故があるときにその職務 を代理する委員として、委員長より間島委員が指名された。

今回検討する対策が、必ずしもSTAP問題の再発防止に限定されるわけではないが、委員会の名称を変更することまでは必要なく、提言を行う際の文言に関してはあらためて検討することとした。

議事概要

- (1)理化学研究所のラボマネジメントの現状と課題について 事務局からの説明の後、委員より以下のような意見が出された。
 - ▶ 既に文部科学省のガイドラインがあるうえで、理研独自につくる必要があるのか。
 - 文部科学省のガイドラインは捏造、改ざん、盗用に限られているので、 含まれていない分野について考えてみることには意味がある
 - 規程に記載されている「所属長」という概念が非常に曖昧でわかりにくい。実質的な責任者が誰なのかが曖昧である。
 - ▶ 規程上、研究リーダーとしての役割と管理監督者としての所属長の役割 を分けて記載することが必要ではないか。
 - ▶ ラボノートなどによるデータの記録を行うことが規程上求められていない。データの記録と保存の実行を確実に担保するため、具体的な方法を定めることが必要。また、作成の仕方が分野によって異なるのであれば、分野毎に規則を作成すること等が必要であろう。
 - ▶ 個人 PC にデータを保管していたことが問題である。客員研究員時代の データの帰属はどこにあるのか。
 - ▶ 多様な分野が混在しているのが理研の特徴であり、一律なルールとして 制定しづらいことが理研の特徴として挙げられる。領域ごとに細則を定 めるべきではないか。
 - ▶ 自由な組織とするのであれば、本部で一律に決めるのではなく、各組織

が自らきめる内容を予め定めておくという方法もある。

(2) 研究不正再発防止について

研究不正の再発防止策の論点について、以下のような意見交換が行われた。

- ▶ 実態解明に関しては、理事長から発生・再生科学総合研究センターに対して、外部の有識者の参画も得た形で自己点検を行うように指示がなされているので、その結果が改革委員会にも報告されることになる。
- ▶ 今回の事案に関し、人事選考の在り方、また広報に関し、共著者の所属 する組織との連絡調整は事前に行われていたのか。
- ▶ 組織上の変革なしには、対策を立てたとしても、研究不正防止に実質的な効果はないと考える。現場が権限を有すると規制が利きにくい。研究不正防止の職責を担う組織を、理事長直轄組織に格上げし、研究不正に関する全ての取組の司令塔とする必要がある。
- ▶ マネジメントの仕方を考えなければいけない。自由度の高い組織とするのであれば、所属長が決めるべき事項を定め、それを行動として落とし込むことが必要。
- ▶ 規程で所属長と書いても、研究上の PI と組織上の所属長とでは異なるのではないか。
- ▶ 所属長が定めた事項を明文化し、上のレベルで承認することが必要。
- ▶ 最低限守るべき事項の研修などを義務付け、徹底させるべきである。動物実験や倫理教育のように、その過程を経ないと研究が進まないよう許可制にすることが必要。
- ▶ 適切なルールを定めただけでは、必ず漏れは発生してしまう。必ずダブルチェックを行える仕組みづくりを組織全体として構築すべきである。
- ▶ 共著者間での生データへのアクセスがなされていたのか。その上での成果発表における所属長の許可である。
- ▶ 研究倫理教育については、若手だけでなく、シニアな研究者も含めた研究者全体を対象とすべきである。
- ▶ 現場が権限を有すると規制が利きにくい。不正に関していうと監査・コンプライアンス室を理事長直属にし、鮮明に理事長の言とすることが必要。
- ▶ 国民に対して理研が分かりやすく変ったことを示すことが必要。

(3) 理化学研究所の取組みに関する調査について

事務局より、理研が行おうとする調査について説明があった。それに対して、 委員より以下の意見があった。

- → 研究現場からの研究不正防止に向けた提言を入れると良い。
- ▶ 記名式にすること、集計結果の公表を前提とすることによって、データに不正確性が生じる懸念がある。その点を念頭に置いていない調査は実施することに問題がある。

その他、委員より以下のような意見が出された。

- ▶ 対策の提案にあたっては、実態解明と徹底的な原因究明が前提として必要である。その前提のもと、本委員会は緊急に実施すべき最優先の対策を立てることを目的としたものとして位置づけるべきである。
- ▶ 徹底した原因究明と現場を巻き込んだ改善への継続した取り組みが重要であり、本委員会の提案はあくまでそのための第一弾として位置づけるべきではないか。
- ▶ 限られた時間において、本委員会において議論すべきは、理研がまず取るべき緊急対策部分が中心となる。ただし、そこに盛り込めない項目についても、報告書に明記し、段階的に進めることとするのが良いのではないか。

以上